

# 中泊町農業委員会会議録

令和8年4月10日

中泊町農業委員会

令和 8 年中泊町農業委員会 4 月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日（金） 16時30分～

2. 開催場所 小会議室2

3. 出席委員（14人）

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員（1人）

委 員	12番	工藤 正太		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第3号 「農業委員会の適正な事務実施について」の活動点検・評価及び最適化活動の目標の認定等について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

次 長 荒 関 真 治

係長

長利 純也

主 事 古 川 安梨紗

## 7. 会議の概要

事務局  
(局長)

ただいまから、令和8年中泊町農業委員会4月定例総会を開会いたします。

本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### ◎日程第1 会期の決定について

議長  
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。  
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

### ◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長  
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。  
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、3番青山委員、4番佐々木委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、長利係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

### ◎日程第3 報告・議案について

議長  
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

#### ◎報告第1号

事務局  
荒関

3ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第18条第6項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、10件ございました。  
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第1号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

無いようですので、次に報告第2号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

#### ◎報告第2号

事務局  
長利

27ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和8年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

3月の相続等の届出は9件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第2号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

無いようですので、次に報告第3号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第3号

事務局  
古川(安)

30ページをご覧ください。  
報告第3号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和8年3月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和8年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。3月分の農地移動あっせん申し出は3件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第3号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長  
(会長)

次の議案に入る前に、4番佐々木委員、5番澤田委員、7番三上委員が関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席をお願いします。

【佐々木委員、澤田委員、三上委員 退席】

議長  
(会長)

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局  
荒閑

33ページをご覧ください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。令和8年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長  
(会長)

それでは、議案第1号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

小野委員

議席8番、小野です。それでは報告いたします。去る4月1日、私と三上委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件、賃貸借権設定が16件、使用貸借権設定が1件です。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長  
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局  
荒関

本案ですが、利用権設定から農地法第3条への同条件での更新が多数のため、更新の設定については省略させていただき、利用権設定より変更のあった設定と新規の設定のみご説明させていただきます。

それでは、34ページをご覧ください。

受付番号2番は新規の設定で、設定する農地は豊岡字三笠地内の田3筆、面積は11,369㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり40,000円です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

事務局  
荒関

35ページをご覧ください。

受付番号3番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田2筆、面積は6,000㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり40,000円です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

事務局  
荒関

受付番号4番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田3筆、面積は7,485㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号5番は新規の設定で、設定する農地は薄市字沖原地内の田4筆、面積は8,252㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10a当たり米1.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

36ページをご覧ください。

受付番号7番は売買で、田茂木字若宮地内の田4筆、面積は8,463㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

37ページをご覧ください。

受付番号8番は売買で、田茂木字若宮地内の田3筆、面積は2,340㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号10番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田1筆、面積は2,928㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たりで米1.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の労働力等からみて問題ないものと思われま

38ページをご覧ください。

受付番号11番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田7筆、面積は16,086㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号12番は新規の設定で、設定する農地は薄市字沖原地内の田1筆、面積は1,409㎡の賃貸借です。期間は3年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり米1俵の物納です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われま

39ページをご覧ください。

受付番号14番は新規の設定で、設定する農地は宮川字鶴泊地内の田2筆、尾別字湯島地内の田1筆、高根字小金石地内の田5筆の計8筆。面積は14,576㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号15番は、今泉字唐崎地内の田2筆と畑1筆、今泉字神山地内の畑3筆の計6筆。面積は6,859㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に農作物を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号16番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石地内の田2筆、面積は7,967㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は農協1等米換算で10a当たり米1俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号17番は新規の設定で、設定する農地は尾別字小谷地内の畑2筆、高根字小金石地内の田8筆、薄市字飛石田野沢地内の畑2筆の計12筆。面積は21,786㎡の使用貸借です。期間は10年、賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

43ページをご覧ください。

受付番号18番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田2筆、薄市字沖原地内の田5筆の計7筆。面積は22,680㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり米1.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号19番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内の田3筆と畑1筆、面積は6,794㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり米1.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の労働力等からみて問題ないものと思われます。

44ページをご覧ください。

受付番号21番は売買で、今泉字布引地内の田10筆、面積は14,541㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号1番から21番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長  
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

議長  
(会長)

次に、議案第2号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局  
古川(安)

53ページをご覧ください。  
議案第2号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求める。令和8年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

(農地中間管理事業の利用権設定)

次に55ページをご覧ください。  
今月の利用権設定（案）は、受付番号1番と2番の売買が2件となっております。

受付番号1番は売買で、田茂木字若宮地内の田4筆、面積は9,104㎡の機構を通した売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号2番は売買で、豊岡字三笠地内の田6筆、面積は15,082㎡の機構を通した売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われま

す。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長  
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

議長  
(会長)

次に、議案第3号「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の認定等についてを議題とします。  
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局  
荒関

61ページをご覧ください。  
議案第3号「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について、「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等について、次のとおり承認を求める。令和8年4月10日提出 中泊町農業委員会会長

62ページをご覧ください。

令和8年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

1の農業委員会の現在の体制につきましては、任命が令和6年3月28日で任期満了日が令和9年3月27日となります。

2の農家・農地等の概要の総農家数、基幹的農業従事者数は農林業センサスに基づいて記載しております。

認定農業者は令和7年度末で330名、基本構造水準到達者は14名、認定新規就農者は0名、農業参入法人は24法人となっております。

63ページをご覧ください。

最適化活動の目標となっております。1.(1)①農地の集積の現状は令和7年度の集積面積は2,974ヘクタール、集積率は81.9%となっております。②目標は今年度の新規集積面積を6ヘクタールとしております。(2)遊休農地の解消につきましては、昨年度の農地パトロールで判明した1号遊休農地面積が5.2ヘクタールとなります。②目標の項目につきましては、令和8年度の目標を記入することとなっていることから0ヘクタールとしております。

64ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進①現状については、令和7年度は0経営体が新規となっております。

②目標面積は、過去3年度の権利移動面積の1割以上となっておりますので21.5ヘクタールとしております。

2.最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は1人当たりの活動日数を月13日を設定しております。(2)活動強化月間は7月、8月、9月の3回としております。(3)新規参入相談会は7月～9月の1回を予定しており3名の参加者を見込んでおります。以上で令和8年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたしました。

議長  
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長  
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長  
(会長)

異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

議長  
(会長)

事務局  
(荒関)

議長  
(会長)

◎報告・協議事項

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。


それでは、これをもちまして、令和8年中泊町農業委員会4月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月11日


(松坂 龍美)

農業委員会  
会長

松坂龍美 

(青山 邦榮)

署名委員

青山邦榮 

(佐々木 清英)

署名委員

佐々木清英 